

# まーぶる保育園 しんがし園 重要事項説明書

本重要事項説明は、保育の提供の開始にあたり、あらかじめ保育の内容等に関する事項について説明するものです。

## 1 事業運営主体

名 称	株式会社 ウィズユーコーポレーション
所 在 地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-108-11
電 話 番 号	048-871-7082
代 表 者 氏 名	代表取締役 山岸 祐子

## 2 利用事業

事 業 の 種 類	小規模保育事業A型	
事 業 の 名 称	まーぶる保育園 しんがし園	
事 業 の 所 在 地	川越市砂949-8 井上ビル101	
連 絡 先	電話番号 049-265-8306 F A X 049-265-8307	
管 理 者	山下 明子	
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前子ども	
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童	8人
	満1歳未満の児童	4人
開 設 年 月 日	2015年4月1日	
事 業 所 番 号	1120152000084	
自 己 評 価 の 概 要	当園が定める自己評価基準に基づき毎年度実施します。	
職 員 研 修 実 施 状 況	1 当園が指定する各種研修に参加します。 2 川越市が指定する市内研修に参加します	

## 3 サービスの目的・運営方針

まーぶる保育園しんがし園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、  
保育を必要とする子どもを日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

### ◎ 保育理念

保護者・職員・地域で楽しく子育て

### ◎ 保育方針

あんしん・のびのび・たのしく

◎ 子ども像（保育目標）

- 1、好きなことを見つけよう
- 2、勇気を出してチャレンジしよう
- 3、お眠りさんになろう

#### 4 当園における事業・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	171.88 m <sup>2</sup>
	園庭	無し
園 舎	構 造	鉄骨造
	1 階延べ面積	69.72 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

乳児室、ほふく室、保育室、各 1 室及び調理設備

#### 5 職員の職種、員数、職務の内容

施設長	1 名	保育園の運営管理、保育業務、職員の指揮管理、行事の立案
保育士	3 名	クラス担任業務、保育計画の立案、家庭との連絡
保育補助	5 名	保育士の補助業務
栄養士（本部の兼任栄養士）	1 名	献立作成、栄養管理、給食室の衛生管理
調理師	1 名	給食調理、食育、食材管理
事務員	1 名	事務全般

当園では、川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 64 号）に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

保育園の運営上必要な場合には、上記の人数よりも多く配置することがあります。

#### 6 保育に従事する職員の配置基準

小規模保育事業 A 型（保育士割合 100%）

0 歳児	1 歳児	2 歳児
3 : 1	6 : 1	6 : 1

上記の基準において、シフトにより保育士を配置致します。

## 7 開園日、開園時間及び休園

開園日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	保育標準時間	7時30分から19時まで
		延長保育は18時30分から19時まで
	短時間保育	8時30分から16時30分まで 延長保育は7時30分から8時30分まで 16時30分から19時まで
土曜日	7時から18時まで(延長保育なし) まーぶるきらり保育園と合同保育	
休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで) 悪性伝染病・天災・その他やむを得ない事情で保育が困難と認めた時・ 鉄道会社による計画運休時	

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

7時30分	登園・健康視診
9時00分	朝の会（出席点呼・歌・ごあいさつ）おやつ
9時30分	設定保育（お散歩・公園での戸外活動・リトミック 英語・製作活動等）
11時00分	給食
12時00分	午睡
15時00分	おやつ
16時00分	随時降園

## 9 主な年間行事予定

月	行事内容	毎月
4月	入園式	お誕生会 避難訓練 消火訓練 身体測定 食育活動
5月	子どもの日・親子ふれあい会・定期健康診断	
6月	歯科検診	
7月	水遊び開始	
8月	すいか割り	
9月	お月見・保育士体験	
10月	ハロウィン	

1月	遠足・定期健康診断	
2月	クリスマス会	
1月	正月遊び	
2月	豆まき	
3月	ひな祭り・お別れ会	

※やむを得ない事情により日程を変更することがあります。

## 10 給食の提供

提供方法	保育園内で調理して提供します。全ての食材を食べてから給食の提供となります。
メニュー	一汁二菜（ごはん・汁物・主菜・副菜）
アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の診断書をもとに卵・乳のみ個別対応いたします。</li> <li>除去食または代替食で提供します。</li> <li>・食べ物によるアレルギー症状（発疹・かゆみ・急な咳等）が出た場合は、原因がわかるまでお弁当持参になることがあります。アレルギー専門の医師に診ていただき、原因が判明してから給食は再開となります。アレルギーをお持ちの方はご相談下さい。</li> </ul>
献立表	前月の25日ごろに資料室にてご確認いただけます。

## 11 利用料金

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）
 

支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
  - (1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
  - お支払方法については、原則前月28日までに口座振替にてお支払いいただきます。
- (3) 当園は前項の規定による費用の支払いを受けた場合には、支給認定保護者に対し、領収書を交付するものとする。

## 12 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。川越市に対して退園手続きを行ってください。

- (1) 子どもが3月31日の時点で3歳に達したとき
- (2) 子どもの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 13 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

#### (1) 内科

医療機関の名称	キヤップスクリニック川越
医院長名	渡邊 貴明
所在地	埼玉県川越市脇田本町 16-5 ザ・パークハウス川越タワー 2階
電話番号	049-238-4570

#### (2) 外科

医療機関の名称	藤野整形外科
医院長名	藤野健
所在地	川越市下新河岸 39-1
電話番号	049-291-2870

#### (3) 歯科

医療機関の名称	平島歯科医院
医院長名	平島篤
所在地	川越市砂新田 37-4
電話番号	049-242-1300

### 14 連携施設

当園は卒園後の受け皿の確保として、以下の施設と締結しています。

施設名称	社会福祉法人悠々会 まーぶるきらり保育園
所在地	川越市大字砂 909-11
電話番号	049-293-6677

施設名称	学校法人 川越第二ひばり幼稚園
所在地	川越市笠幡 1600-3
電話番号	049-232-2413

### 15 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、まーぶる保育園緊急時マニュアルに従って行動し、必要な措置を講じます。

## 16 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談 窓口	・苦情受付担当者 各担任 ・苦情受付責任者 山下 明子 ・ご利用時間 9:00~17:00 ・電話番号 049-265-8306 ・F A X 049-265-8307
第三者委員	山本 泰生 電話番号 048-822-6693
	山本正士法律事務所 弁護士
関根 博 電話番号 048-729-6726 社会福祉法人藍青会 理事長	

## 17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、まーぶる保育園非常災害マニュアルに従つて行動し、乳幼児の安全の確保を図ります。
防災設備	・火災報知機 有 ・消火器 有 ・ガス漏れ防止機 有 ・避難誘導灯 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	① 高砂児童遊園 ② 神社公園 ③ 高階小学校

## 18 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	① 賠償責任保険 ②傷害保険
保険の内容	② 給食や怪我等による保育園の過失による事での損害賠償責任を補償します。 ③ 園児が事故により怪我・入院・死亡した場合、補償します。
保険金額	② 1名の事故3億円もしくは1件の事故3億円 ②死亡・後遺障害100万円、入院1日1500円、通院1日1000円
スポーツ共済保険	負傷、疾病、障害、死亡 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付の基準に関する規定により支給

## 19 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
土曜日保育について	土曜日の保育は「まーぶるきらり保育園」にて合同保育となります。
送迎者の変更	送迎者が変更になる場合はコドモン連絡帳での送信や電話で必ず園にご連絡下さい。送迎者の欄にご記入ない方はたとえご親族の方でもお引き渡しはいたしません。
ベビーカーの利用	ベビーカーを使用し、保育園前に置いて行かれることもできますが、管理まではできかねます。盗難などの責任は負えませんのでご了承下さい。
延長のご利用	急な残業や疾病により延長時間になる場合は午後4時までに電話にて連絡をお願いします。保育士の配置基準の対応が必要になります。
午後7時以降のお迎えの場合	閉園時間を過ぎた午後7時以降のお迎えの場合は5分単位で1000円ほど徴収させていただきます。
欠席・遅刻の連絡	朝8時45分までにコドモン又は電話にてご連絡下さい。遅刻の場合は午前11時までに登園して下さい。
持ち物	別紙あります。
投薬	お薬はお医者様にお願いして朝晩の2回の処方でお飲み下さい。3回必要な場合は、投薬依頼書にご記入のうえ、朝番保育士に直接、投薬依頼書とお薬を手渡して下さい。なお、粉薬には直接マジックでお名前を記入して下さい。シロップは1回分を小分けにして名前を記入してご持参下さい。塗り薬は1回の分量の指示と毎日の持ち帰りがあるか指示をお願いします。保育園での投薬は事故防止のため、1日1回限りとさせていただきます。なお、医師からの処方以外のお薬は投薬できません。

感染症の対応	<p>感染症に罹患し、約 37.5 度以上の発熱・嘔吐・下痢など集団生活が困難な場合や容態の悪化が懸念される場合は保護者様に電話連絡をさせて頂きますのでお迎えをお願い致します。なお、38°C以上の発熱の場合は 24 時間経過してからの登園になりますので、翌日はお休みいただきます。お迎えは早急に（1 時間以内）お願い致します。なお、インフルエンザ・コロナに関しては保育園の感染症対応マニュアルに従って対応致します。ご家族で感染症に罹患された場合、お子様の保育は可能ですが、感染症拡大防止の為、必ず感染者以外のご家族様が送迎をするようお願い致します。お子様・ご家族様共に、医師に受診し感染症と診断された場合は必ず保育園までご連絡をお願い致します。園で感染症が見られた場合は玄関にお知らせ致しますので、隨時、ご覧下さい。また、医師の登園許可証（園指定）が必要となります。</p>
お子様の受け入れ	<p>登園時に 37・5 以上の発熱、伝染病、体調不良により集団生活が困難と判断した場合、お子様のお預かりができない事があります。また、保育中またはご家庭で 38 度以上の発熱が見られた場合には、翌日、お子様をお預かりする事は出来ません。ご家庭で様子を見て下さい。</p>

## 20 土曜日の共同保育実施について

共同で土曜日の保育を実施する保育所等は、次のとおりとする。

### 1 共同保育依頼施設

名 称：まーぶる保育園しんがし園  
所在地：川越市砂 949-8 井上ビル 101  
類 型：保育所、小規模保育事業

### 2 共同保育実施施設

名 称：まーぶるきらり保育園  
所在地：川越市大字砂 909-11  
類 型：認可保育所

(共同保育実施要件)

(1) 保護者への周知

1. 全ての保護者へ事前に説明を行う。
2. 全ての保護者から書面により同意を得る。
3. 重要事項説明書に共同保育の実施について必要事項を記載する。
4. 運営規定において土曜の共同保育の実施について記載する。

(2) 保育施設の安全管理

1. 実施保育施設及び依頼保育施設の実施体制を整える。
2. 保育中の安全対策には十分に注意し、事故防止に努める。
3. 保育の提供中に発生した事故については、原則として子どもが在籍する保育園において責任を負う。また、事故発生時の責任所在を明確にして加入保険で賄う。
4. 給食については毎月の献立表どおり、また食物アレルギー対応に十分配慮する。
5. 緊急時の連絡体制を明確にする。
6. 土曜の共同保育の実施当日の責任者を明確にする。

(3) 運営基準順守

実施保育施設及び依頼保育施設の運営基準・職員配置基準を遵守する。

(4) 職員配置

保育の質の確保を目指し、日頃の慣れ親しんだ職員による保育を実施するために、実施保育施設の保育士を1名以上配置する。また依頼保育施設の保育士も1名以上配置し、最低保育士2名による保育を実施する。

(5) 費用負担

土曜の共同保育の実施により生じる費用は、実施保育施設と依頼保育施設は保護者に費用の負担を求めない。

(6) 保育時間

1. 土曜日の共同保育を行う時間は、7時00分から18時00分(以下「開園時間」という。)までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
2. 開所時間の範囲内において、利用子どもの保育必要量(保育標準時間・保育短時間)を超えて保育を提供する場合には、延長保育に要する費用として延長保育料を徴収する。
3. 土曜日保育での延長保育は実施しない。

(7) 年間保育計画

年度初めに年間保育計画をたて、土曜日の共同保育の担当保育士間で連絡を取り合い、前もって計画書を作成する。

(8) 職員配置計画

依頼保育園の職員配置計画は保護者の依頼がある無しに関わらず、毎月シフト作成時に配置予定で作成しておく。

(9) 苦情受付の対応

土曜日の共同保育に関する要望・苦情は当日の責任者保育士、在園している園の施設長、第三者委員等相談窓口まで申し出る。

(10) 実施にあたっての留意事項

土曜日の共同保育を実施の場合には、「土曜の共同保育ガイドライン」を遵守する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：まーぶる保育園 しんがし園  
説明者職名：施設長 山下 明子

私は、本書面に基づいてまーぶる保育園しんがし園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄